

国家市場監督管理総局「『中華人民共和国電子商取引法』の改正に関する決定（意見募集稿）」の意見公募に関する公告

知的財産権の保護を強化し、プラットフォーム経済の秩序を整え、電子商取引の持続的で健全な発展を促進するため、本局では「『中華人民共和国電子商取引法』の改正に関する決定（意見募集稿）」を起案し、公に広く意見を募ることといたしました。つきましては、以下の方法を通じて、2021年10月14日までに当局へお寄せください。皆様からのご意見をお待ちしております。

一. 市場監督管理総局のサイト (<http://www.samr.gov.cn>) にログインし、トップページの「互動」のタブから「募集・調査」を選択して意見を提出してください。

二. 電子メールの場合は wjsgfc@samr.gov.cn まで送信してください。メールの件名には「『電子商取引』に関する意見」と記載してください。

三. 紙媒体の郵送は、北京市西城区三里河東路 8 号市場監督管理総局網監司（郵便番号 100820）までお送りください。封筒の表面に「『電子商取引』に関する意見」と記載してください。

添付：

1. 「中華人民共和国電子商取引法」の改正に関する決定（意見募集稿）
2. 「『中華人民共和国電子商取引法』の改正に関する決定（意見募集稿）」についての起案説明

市場監督管理総局
2021年8月31日

出所：2021年8月31日 国家市場監督管理総局ウェブサイト
http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202108/t20210831_334252.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい